

県南広域振興局長告示第 127 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 19 第 3 項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 6 月 1 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 己

介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370900755	養護老人ホームこはぎ荘外部サービス利用型特定施設入所者生活介護事業所	一関市大東町曾慶字御能場 39 番地 1	平成 19 年 5 月 31 日